

入札心得書

- 1 入札参加者は、入札公告及びこの入札心得書を熟読の上、入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し、県の担当職員の指示に従ってください。
- 3 入札参加者は、県の担当職員の指示に従って、次の書類を提出してください。
 - (1) 県有財産一般競争入札参加申込書
 - (2) 誓約書
 - (3) 代理人が入札する場合、入札者の委任状（入札者の印鑑証明書を添付すること。）
- 4 入札参加者は、入札公告に示された日時、場所及び方法により、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額（1円未満切上げ）を現金又は銀行振出小切手により納入しなければなりません。
- 5 入札保証金は、落札者の決定後、落札者を除き、この保証金を納付したときに発行した入札保証金領収書と引替えに還付します。

なお、落札者の入札保証金は、売買契約を締結したときに還付しますが、申出により、契約保証金の全部又は一部に充当することもできます。
- 6 入札は、所定の入札書に必要な事項を記載し、提出してください。
- 7 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者名）を記入の上、必ず押印してください。代理人が入札する場合は、入札者の住所及び氏名を記入するとともに、代理人の氏名を記入し、代理人が押印してください。この場合に、入札者の押印は不要です。
- 8 一度提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回することができません。
- 9 入札公告に示された入札に参加することができない者のした入札のほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします（入札に関する条件）。
 - (1) この入札心得書第3項に定める書類を提出しない場合
 - (2) 入札について不正の行為があった場合
 - (3) 金額その他必要事項を確認し難い場合
 - (4) 指定の日時までには到達しない場合
 - (5) 指定の日時に入札保証金を納めない場合
 - (6) 入札書を2通以上提出した場合
 - (7) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合
 - (8) 記名押印のない場合
 - (9) 入札書が鉛筆で書かれている場合
 - (10) 入札書の金額が訂正されている場合
 - (11) 酒気を帯びて入場する等、適正な入札の実施に支障があると判断される場合
 - (12) 入札に関し、県の担当職員の指示に従わない場合

- 10 開札は、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせて行います。入札者が立ち会わないときは、県の指定した職員を立ち合わせて開札します。
- 11 開札の結果、県の予定価格以上の有効な入札を行った者で最高額の入札を行った者を落札者とします。ただし、最高額の入札者が2人以上ある場合は、直ちに、くじにより落札者を決定します。
- 12 落札者が、落札の決定の日から県の定める日までに売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は県に帰属することになります。
- 13 落札者は、売買契約の締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10の金額（1円未満切上げ）を、現金又は有価証券（銀行振出し小切手に限る。）により納付しなければなりません。
- 14 落札者は、売買代金から契約保証金を除いた金額を、県が発行する納入通知書により、県の指定する期日までに納入しなければなりません。
- 15 契約保証金は、前項に規定する金額をその規定する期日までに完納したときは、売買代金の一部に充当します。ただし、その金額をその期日までに完納しないとき、又は、落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために売買契約を解除されたときは、県に帰属することになります。
- 16 この心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）及び茨城県公有財産事務取扱規則（昭和39年茨城県規則第21号）の定めるところによって処理します。